

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成27年1月15日(2015.1.15)

【公開番号】特開2014-221674(P2014-221674A)

【公開日】平成26年11月27日(2014.11.27)

【年通号数】公開・登録公報2014-065

【出願番号】特願2014-181526(P2014-181526)

【国際特許分類】

B 6 5 D 25/04 (2006.01)

B 6 5 D 77/20 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 25/04 Z

B 6 5 D 77/20 E

【手続補正書】

【提出日】平成26年10月2日(2014.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シート状の物品を収納する配送用ケースであって、

枠体と、

蓋部材と、

を備え、

前記枠体は、

底部と、

相対向する第1板部および第2板部と、

前記第1板部および前記第2板部に接続する、相対向する第3板部および第4板部と、

前記枠体の内側を複数の収納室に区切り、かつ、前記複数の収納室をまたぐ、単独の収納室より大きな収納室を設ける仕切壁と、

を有する

配送用ケース。

【請求項2】

シート状の物品を収納する配送用ケースであって、

枠体と、

蓋部材と、

を備え、

前記枠体は、

底部と、

相対向する第1板部および第2板部と、

前記第1板部および前記第2板部に接続する、相対向する第3板部および第4板部と、

前記枠体の内側を複数の収納室に区切る仕切壁と、

を有し、

前記蓋部材は、

前記枠体の頂部および前記仕切壁の頂部に対して接着または溶着によって固定される

配送用ケース。

【請求項 3】

前記枠体および前記仕切壁の頂部の高さは略同一である、請求項 1 または 2 に記載の配
送用ケース。

【請求項 4】

前記第 1 板部、前記第 2 板部、前記第 3 板部、前記仕切壁、および前記底部は、第 1 収
納室を構成し、

前記第 1 板部、前記第 2 板部、前記第 4 板部、前記仕切壁、および前記底部は、第 2 収
納室を構成し、

前記第 1 収納室および前記第 2 収納室をまたがる第 3 収納室を構成する

請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の配送用ケース。

【請求項 5】

前記第 1 収納室および前記第 2 収納室にシート状の物品を収納し、かつ、前記第 3 収納
室に前記第 1 収納室および前記第 2 収納室に収納したシート状の物品より大きいシート状
の物品を収納した請求項 4 に記載の配送用ケース。

【請求項 6】

前記第 1 収納室および前記第 2 収納室は、サービスサイズの写真を収納するためのもの
である、請求項 4 または 5 に記載の配送用ケース。

【請求項 7】

前記第 3 収納室は、パノラマサイズの写真を収納するためのものである、請求項 4 から
6 のいずれか一項に記載の配送用ケース。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

本発明の第 1 の態様においては、シート状の物品を収納する配送用ケースであって、枠
体と、蓋部材と、を備え、前記枠体は、底部と、相対向する第 1 板部および第 2 板部と、
前記第 1 板部および前記第 2 板部に接続する、相対向する第 3 板部および第 4 板部と、前
記枠体の内側を複数の収納室に区切り、かつ、前記複数の収納室をまたぐ、単独の収納室
より大きな収納室を設ける仕切壁と、を有する配送用ケースを提供する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 0】

本発明の第 2 の態様においては、シート状の物品を収納する配送用ケースであって、枠
体と、蓋部材と、を備え、前記枠体は、底部と、相対向する第 1 板部および第 2 板部と、
前記第 1 板部および前記第 2 板部に接続する、相対向する第 3 板部および第 4 板部と、前
記枠体の内側を複数の収納室に区切る仕切壁と、を有し、前記蓋部材は、前記枠体の頂部
および前記仕切壁の頂部に対して接着または溶着によって固定される配送用ケースを提供
する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

前記枠体および前記仕切壁の頂部の高さは略同一であってよい。

前記第1板部、前記第2板部、前記第3板部、前記仕切壁、および前記底部は、第1収納室を構成し、前記第1板部、前記第2板部、前記第4板部、前記仕切壁、および前記底部は、第2収納室を構成し、前記第1収納室および前記第2収納室をまたがる第3収納室を構成してもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

前記第1収納室および前記第2収納室にシート状の物品を収納し、かつ、前記第3収納室に前記第1収納室および前記第2収納室に収納したシート状の物品より大きいシート状の物品を収納してもよい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

前記第1収納室および前記第2収納室は、サービスサイズの写真を収納するためのものであってよい。前記第3収納室は、パノラマサイズの写真を収納するためのものであってよい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

図11はサイズの同一のシート状物品P1を第1の収納室と第2の収納室に収納し、その上にサイズの大きなシート状物品P3を第3収納室に収納した状態を示す。

本明細書によれば、以下の各項目に記載の構成もまた開示される。

[項目1]

相対向する第1、第2の板部と、第1、第2板部にそれぞれ接続する第3、第4の板部と底部とからなる枠体と蓋部材からなる略直方体の配送ケースで、前記相対向する板部に相対する仕切壁を前記板部に垂直にそれぞれ設けた配送ケース。

[項目2]

前記蓋部材は前記枠体の頂部と前記仕切壁の頂部に対して接着または溶着等によって固定される項目1に記載の配送ケース。

[項目3]

前記枠体と前記仕切壁のそれぞれの頂部の高さは略同一の高さである項目1に記載の配送ケース。

[項目4]

前記仕切壁はそれぞれ前記板部の略中間に配されている項目1に記載の配送ケース。

[項目5]

前記蓋部材、前記枠体はプラスチック材からなる項目1に記載の配送ケース。